

平成 29 年度

摂津市教育推進プラン

摂津市教育委員会

目次

	(ページ)
I 基本方針	1
II 教育推進プランの体系	1
III 基本目標(めざす姿)－基本的方向性－具体的な取り組み	2
IV 具体的な取り組み	
1 就学前教育の充実	
(1) 就学前教育の充実	4
2 「生きる力」の育成	
(1) 学力向上プランの実現	6
(2) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応	11
(3) 小中一貫教育の推進	15
(4) 体力の向上と生活習慣の確立	16
(5) 学校評価の適切な実施と情報の共有	17
3 支援教育の充実	
(1) 支援教育の充実	19
(2) 義務教育就学の支援	20
(3) 学校施設の整備	21
4 教職員の育成	
(1) 教職員の授業力の向上	22
5 安全安心な学校・地域づくり	
(1) 安全安心な学校・地域づくり	24
6 子育て支援の充実	
(1) 子育て支援の充実	28
7 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進	
(1) 生涯学習の推進	36
(2) 市民に親しまれる図書館運営の推進	37
(3) 青少年の健全育成の推進	38
(4) 文化財の保護と活用及び市史編纂	39

I. 基本方針

教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

この教育基本法の目的を達成するため、常に社会の変化に対応し、新しい時代にあった教育の実現が求められている。

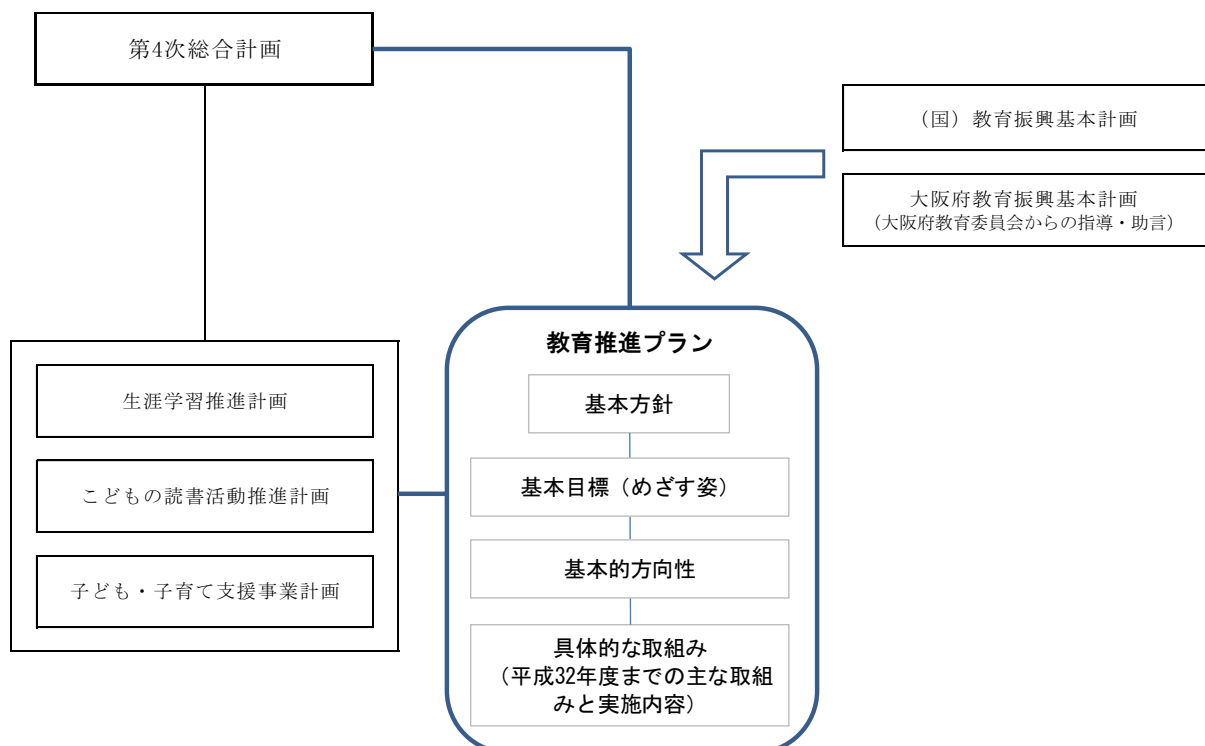
いま、時代の変化の中で、教育の場としての学校への期待は大きなものとなっている。学校は様々な学びの場であり、また、人づくりの場でもある。そのため、子どもたちに目標を意識できる環境を整え、その動機付けとなる様々な体験の機会を与えなければならない。子どもたちはそのような機会を通して、「確かな学力」「豊かな心」「たくましく生きるための健康・体力」を基盤とした「生きる力」を身につける。

しかし、「生きる力」の育みは、学校だけで達成されるものではない。学校、家庭、地域が、それぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携協力して、地域の教育力の向上を図ることが必要である。そのためには、市民一人ひとりが自ら「つながる力」を育みながら、教育の担い手としてそれぞれの役割を果たすことのできる「協働」教育社会が構築されなければならない。

「協働」教育社会とは、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれでも、自由に学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる持続的発展可能な「生涯学習社会」にも通じるものであり、まさに市全体、地域全体で教育に取り組む社会である。

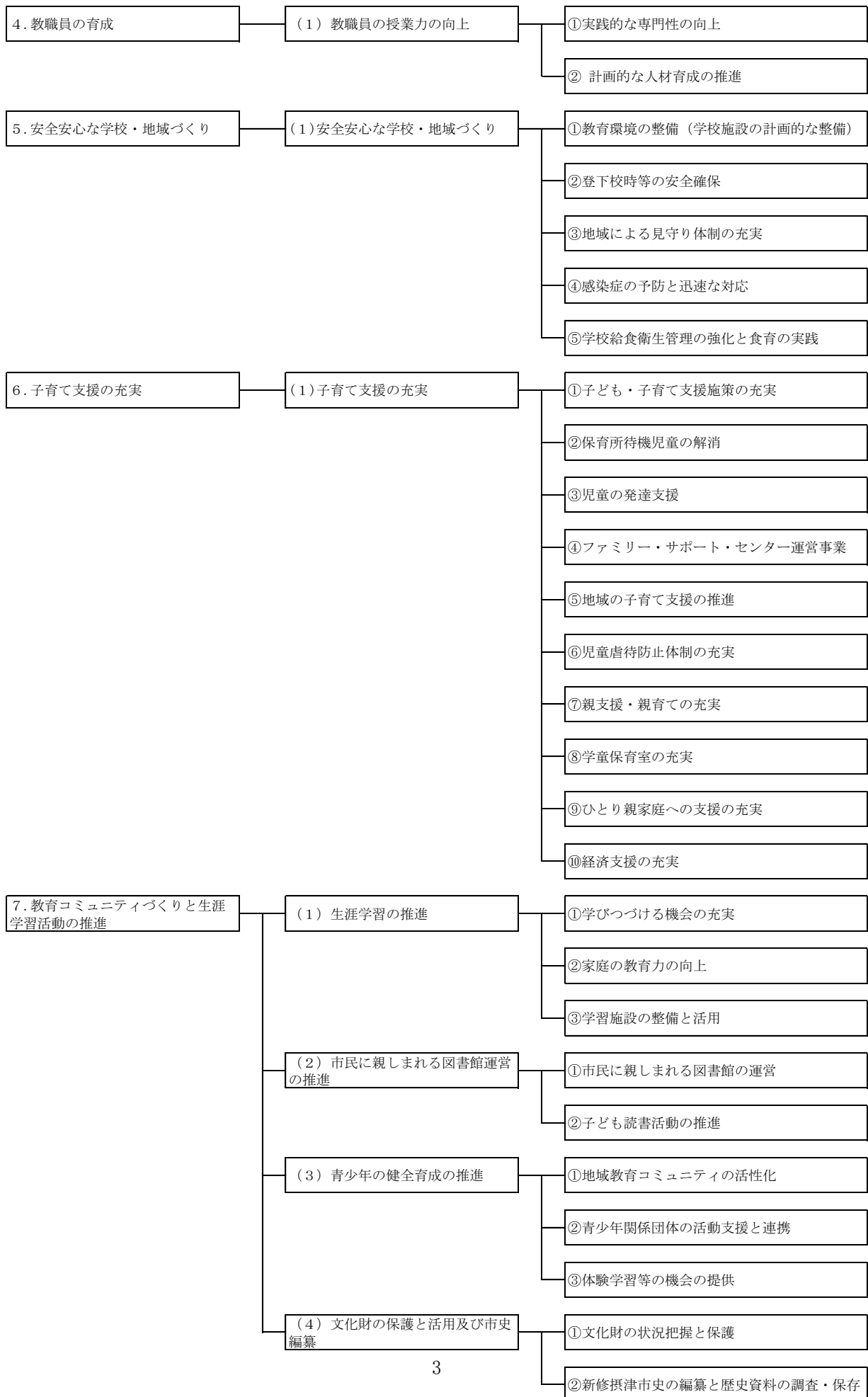
本年度は、「協働」をキーワードとする第4次総合計画の7年目である。就学前教育、義務教育、さらには生涯学習に至るまで、つながりを意識した取組みをより一層進め、「次世代を担う人づくり」とともに「みんなで学ぶ社会」を意識した「協働」教育社会の構築をめざす。

II. 教育推進プランの体系



Ⅲ. 基本目標(めざす姿)－基本的方向性－具体的な取り組み





IV. 具体的な取組み

1. 就学前教育の充実

(4-3-5 障害のある人の自立生活が可能なまちにします)

(5-2-1 就学前教育が充実したまちにします)

保育所や幼稚園における就学前教育は、小学校からの学校生活と学習の基盤となるものである。保育士、幼稚園教諭の資質向上、家庭との連携を図り就学前教育の充実に努めるほか、保育所・幼稚園・小学校の職員が合同研修などを通して、小学校生活への円滑な接続を図る取組みを充実させる。さらに本市の就学前教育の質的向上のため市内の私立保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所等と情報共有、情報交換を行う。

(1) 就学前教育の充実

①「就学前教育実践の手引き」を活用した教育の推進と小学校への円滑な接続

就学前教育の充実と小学校への円滑な接続を図るため、「就学前教育実践の手引き」の活用をはじめ、研修等を通して保育士、幼稚園教諭の資質向上に努める。

▶就学前教育推進事業・保育所管理運営事業、幼稚園管理運営事業、障害児保育運営事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・保護者との連携を強化して情報共有の徹底を図り、子ども一人ひとりの発達段階をふまえた目標設定による就学前教育を実践する。
- ・幼稚園における預かり保育や広場事業、義務教育に向けた相談活動の実施などにより、子育てを支援する。
- ・就学前教育と義務教育を円滑に接続するため、合同研修などにより、さらなる資質の向上に取り組めます。また、支援が必要な子どもや障害のある子どもに対しての理解と知識の習得に取り組み、適切な支援を行う。
- ・公立、私立相互に情報共有を図りながら、市として就学前教育の充実に取り組む。
- ・関係機関との連携強化により、支援が必要な子どもや障害のある子どものライフステージに応じた支援体制を構築します。さらに、早期に適切に支援できるよう、一貫した相談支援体制と療育の充実を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・市立保育所・幼稚園において、保育所経営計画、幼稚園経営計画に基づき各年齢に応じた適切な保育環境、教育環境の充実を図るとともに、保育士・幼稚園教諭の資質向上を図る研修に積極的に参加する。
- ・公私立保育士・幼稚園教諭、小学校教諭を対象に保、幼、小の連携した具体的な取組みなどをテーマに「合同研修会」を4回開催する。
- ・就学前教育から義務教育への円滑な接続を図るため、子ども同士の交流や保育士・幼稚園教諭と小学校教諭との交流を図り、情報共有や相互理解を深める。
- ・関係機関と連携し、障害のある子どもや支援が必要な子ども一人ひとりに応じた適切な支援を行うため、巡回指導や研修会を開催する。
- ・保護者の保育所、幼稚園評価のアンケートの回収率 90%以上、園運営に対する肯定的な意見 95%以上をめざす。
- ・市立幼稚園での預かり保育（午後 2 時から 4 時／水曜日及び長期休暇を除く）の開催日、開催時間について検討する。
- ・保護者ととともに子どもの姿や育ちを共有するため、個人用連絡ノートや園便り、市立保育所・幼稚園ホームページを活用するほか子育て相談や懇談会を開催する。

②べふこども園の運営

べふ幼稚園、別府保育所の一体的運営のメリットを生かした保育、教育内容の充実を図る。別府地域の子育て支援の拠点としてつどいの広場*（かるがも広場）の充実を図る。

▶こども園*管理運営事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・0 歳から 5 歳児までの乳幼児が快適に保育生活を送ることができ、保護者も安心して子どもを預けられるよう施設を整備する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・べふ幼稚園、別府保育所の一体的運営のメリットを生かし、4 年目を迎える 5 歳児混合クラスの充実を図るほか、4 歳児についても混合クラスを実施する。
- ・混合クラスの効果的な運営を図るため、職員で構成する混合クラス検討会議、保護者と職員、事務局で構成するつながり会議を定期的で開催する。
- ・保護者のべふこども園評価のアンケートの回収率 90%以上、園運営に対する肯定的な意見 95%以上をめざす。
- ・こども園職員全員がこども園の目標や課題を共有するため、ミーティングや研修を通して意見交換等を行う。
- ・つどいの広場（かるがも広場）が地域の子育て支援、交流・相談の場として多くの方に利用されるよう周知を図る。地域子育て支援センターと連携し、別府地域のニーズに応じた親子教室や子育て相談事業を開催する。
- ・つどいの広場（かるがも広場）において親子教室や子育て相談、季節に応じた行事等を開催する。
- ・保護者ととともに子どもの姿や育ちを共有するため、個人用連絡ノートや園便り、べふこども園ホームページを活用するほか子育て相談や懇談会を開催する。

※ こども園：幼稚園と保育所とが相互に連携し、就学前の子どもに対する教育及び保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援する施設。

※ つどいの広場：乳幼児をもつ子育て中の保護者が気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で、子育てや育児について語り合うことができる場。

2. 「生きる力」の育成

(4-1-1 平和を実感できるまちにします)

(4-1-2 一人ひとりが尊重されるまちにします)

(5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします)

子どもたちの「生きる力」の基盤となる「確かな学力」「豊かな心」「健康・体力」を育むことをめざす。そのためには、とりわけ子どもたちが自ら学び、自ら考えて行動し、より良く問題解決する力を身につける必要がある。小中学校が9年間の一貫性のある義務教育を推進し、発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導に取り組むとともに、学校・家庭・地域の連携のもと、学習意欲の向上と学習習慣の形成、基本的な生活習慣の確立を図る。また、いじめ・不登校への対応として教育相談や適応指導の体制を充実する。さらに、学校運営の改善や教育水準の質的向上を図るため学校評価*の適切な実施に取り組む。

※ 学校評価：学校が目標や取組みの達成状況を明らかにして、学校運営の改善を図るために行うもの。自ら行う「自己評価」は実施と公表が法律で定められている。さらに「学校関係者評価」や「第三者評価」がある。

(1) 学力向上プランの実現

① 特色ある教育課程の展開

管理職のリーダーシップのもと、各学校で学習指導要領の趣旨に即し、児童生徒の実態を考慮した、特色ある教育課程が展開されるよう、適切に管理し、指導を行う。

各校が地域や児童生徒の実態に即した課題を克服し、効果的に教育活動を展開するためには、研究テーマや重点指導事項の設定等、創意工夫による特色ある教育課程を編成し展開する必要がある。また、地域との信頼関係を進めるために、特色ある取組みを広く地域・保護者に発信しなければならない。

▶ 特色ある充実した教育課程の編成

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 現行学習指導要領の趣旨に基づいた適切な教育課程の編成・実施を行うとともに、新学習指導要領への円滑な移行ができるよう準備を進める。・ 学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、主な改善事項、評価の在り方等について周知し、徹底を図る。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・ 教育課程編成・実施状況調査等を活用し指導するとともに、授業時数調査を行い、授業時数確保について管理・指導する。また、特色のある学校の取組みについては、広く周知し取組みの活発化を図る。・ 学校訪問を実施し、教育課程・実施状況について把握し、必要な指導を行う。・ 新学習指導要領の理念や教育課程の枠組み、小学校英語や特別の教科道徳、プログラミング学習等の新たな内容、評価の在り方等について周知徹底を図るため、教育課程説明会を実施する。

▶少人数指導等指導方法の工夫改善

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 確かな学力の定着のため、授業改善に取り組むとともに、学習意欲の向上と学習習慣の形成に取り組む。・ 習熟度別指導など、少人数指導を実施することで、学校の課題や児童生徒の習熟度の度合いに応じたきめ細やかな指導を行い、児童生徒の確かな学力を育む。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・ 市内小中学校に指導方法の工夫改善加配教員を配置し、個に応じた指導を充実するための効果的な指導方法や指導体制（習熟度別指導、均等分割指導、ティームティーチング[※]等）を導入する。・ 担当教員に対しては、府の習熟度別指導推進事業の趣旨を徹底し、研究授業と協議による指導力の向上を図る。・ 配置校訪問により、授業参観等を行い、各校の実態の把握と指導を行う。

※ ティーム・ティーチング：複数の教職員が連携・協力しながら指導計画を立て、それぞれが役割を分担し、効果的な指導方法を展開する指導形態。

②学力調査等を活用した学力向上の取組み

学力向上のためには、子どもたちの実態等に基づいた具体的な取組みが必要である。学力および学習状況の調査等からの課題分析をもとに、知識・技能の確かな定着と、それを活用するために必要な思考力、判断力、表現力を育む取組みのサイクルを確立させる必要がある。

▶学力向上推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・ 確かな学力の定着のため、授業改善に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、学習意欲の向上と学習習慣の形成に取り組む。また、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するため、人的措置やシステムの整備に取り組む。・ 「摂津の学校教育スタンダード」に基づき、各校においてアクションプランを作成し、実行する。・ 国、府、市の学力および学習状況調査を活用し、一年間の学力向上の取組みにおける PDCA サイクル[※]を確立し、知識・技能の定着と活用力の向上を図る。・ 小学校にデータベース等の教材を配付し、効果的な活用を通して、基礎的・基本的事項の定着を図る。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・ 「摂津の学校教育スタンダード」に基づき、各校でアクションプランを実践する。また、「めざす学校像実現のための取組みヒント集」をもとに、各校で授業改善や学力向上に向けた取組みを進める。・ 市独自の学力定着度調査を小学 2 年生から 6 年生において実施し、小学 6 年生と中学 3 年生の全国調査および中学 1・2・3 年生の大阪府チャレンジテストと併せて、その結果分析を行い、課題に正対した学力向上の取組みを展開する。・ 朝学習の時間や宿題における既習事項の復習と活用力を高める問題の演習を計画的に行い、その質と量を見直す。大阪府教育委員会の「力だめしプリント」や大阪府教育センターの「学習指導ツール」等の活用を促進するとともに、効率的にプリントを作成するデータベースと提出されたプリントをチェックする補助員をモデル校 3 校に配置する。・ 摂津の児童生徒の学力について考える学識や市民を含む懇談会を開催し、本市の児童生徒の学力に関わる課題について協議し、各校が共通して取り組むための提案を行う。・ リーフレットを作成・配付し、児童生徒や保護者の学習に対する関心・意欲の向上を図る。・ 小中学校に、学力向上に関するヒアリングを行い、各学力調査の結果分析を受けた各校

の「学力向上プラン」について、指導・助言を行うことで、PDCA サイクルを活用した各校の学力向上の取組みを推進させる。

※ PDCA サイクル：計画・実施・評価・改善のサイクルを繰り返し、成果を次の計画に反映させていくシステム。

③学力向上のための支援人材の配置・派遣

学校における授業中のサポートと個別支援を充実させるために、学校に各種の支援人材を配置・派遣を行う。

▶学習サポーター※派遣事業、小学1年生等学級補助員配置事業、学力向上推進事業、学力向上支援事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・確かな学力の定着に向け、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図り、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するため、小中学校に学習に関する支援人材を派遣する。
- ・児童生徒の学力向上に向け、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るため、小中学校に学習に関する支援人材を派遣する。
- ・各支援人材活用の効果検証を行い、他の制度や状況を踏まえた総合的な判断のもと見直しを行い、より効果を上げる支援人材の配置を行う。

平成 29 年度実施予定内容

- ・学習サポーターを小学校 10 校に各 350 時間、中学校 5 校に各 100 時間派遣し、児童生徒の学力向上に向け、支援を行う。
- ・中学校 5 校に教員免許を有する学力向上支援員※を 480 時間ずつ派遣し、教員が行う教科指導の際、学習への支援を必要とする生徒への個別の課題に応じた支援を行うことで、すべての生徒にとって「わかる・できる」「成長を実感できる」授業づくりを支援する。
- ・教材データベースを 3 校で活用する。学習プリント活用促進の取組みを市内小学校で共有することで、児童の学習習慣の定着と学力向上を進める。

※ 学習サポーター：子どもたちの学習活動を支援するために派遣している有償ボランティア。退職教員、地域人材、学生などが中心。

※ 学力向上支援員：生徒の個別の課題に応じた支援をするための、中学校での活用を目的とした教員免許を所持する学習支援員。

④授業改善の推進のための学校体制の強化

児童生徒の学力の向上のためには、児童生徒の意欲を高める授業改善が必要であり、また、学校の教職員が目標を共有し、一致団結した組織的な体制を強化する必要がある。そのための校内研修をはじめとした学力向上の取組みを支援する。

▶校内研修推進事業、教育課程研究ワーキング

平成 32 年度までの主な取組み

- ・確かな学力の定着のため、授業改善に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、学習意欲の向上と学習習慣の形成に取り組む。また、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するため、人的措置やシステムの整備に取り組む。
- ・「摂津の学校教育スタンダード」を実践し、めざす学校像実現のための取組み充実のため、小中学校の校内研修を支援する。
- ・新学習指導要領の実施に向け、教育課程の研究を行い各校の実践の核となる教員を育成するため、「教育課程研究ワーキング※」を開催する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・校内研修支援事業では、重点校での研究体制や研究計画について支援を行う。また、研究授業やその研究協議等の実施に指導主事が関わり、研究を支援する。また、学校教育スタンダードに沿った取組みを推進し、教員の授業力向上のための研究授業・研究協議を伴う校内研修実施を推進する。
- ・新学習指導要領の目ざす「主体的・対話的で深い学び」を実現するための教育課程について研究し、本市の課題に応じた一貫性のある教育活動の展開を図るため、「教育課程研究ワーキング」を開催し、各校での実践やカリキュラム・マネジメント[※]に生かすことをめざす。

※ **教育課程研究ワーキング**：次期学習指導要領実施のための教育課程の研究を行い、教員の指導力向上や学校体制の整備を推進する。講師（大学教授等）の助言をもとに意見交流やディスカッションなどの相互学習型の研修を行う。

※ **カリキュラム・マネジメント**：学校の教育目標の実現に向けて、子どもの実態等を踏まえて教育課程を編成・実施・評価・改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

⑤学習習慣の定着と学習意欲の向上

すべての子どもたちに「確かな学力」を育むことをめざし、学習習慣の確立や学習意欲の向上を支援する。

▶学習サポーター派遣事業、しゅくだい広場

平成 32 年度までの主な取組み

- ・子どもたちの自学自習力を高め、基礎学力の向上と学習意欲の喚起を図る。
- ・「摂津の学校教育スタンダード」に基づき、児童生徒の基礎的・基本的知識・技能の定着のため、家庭と連携して学習習慣の確立を図る。
- ・児童生徒の学校における学習の個別支援、学校外での学習の機会を増やし、学習習慣の確立や学習意欲の向上を支援する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・小中学校の授業中に学習サポーターを派遣し、児童生徒の学習を支援する。
- ・市内全小中学校で放課後学習室を開催する。
- ・土曜しゅくだい広場[※]を学期中の土曜日に教育センターと市内南地区の 2 か所で開催する。
- ・小学 6 年生と中学 1 年生を対象に平日の夜、市内 3 か所で「せつつ SUNSUN 塾[※]」を開設する。

※ **土曜しゅくだい広場**：小学 3～6 年生の自学自習力の育成や学習習慣の定着を図るため、学期中の土曜日の午前中、市内の 2 か所で開催している。子どもたちの宿題や自習活動を学習サポーターが支援している。

※ **せつつ SUNSUN 塾**：平成 29 年度から実施する摂津市が民間に委託する無料塾。保護者にはテキスト代とテスト代のみ負担いただく。教科は算数と数学で週 2 日間実施する。

⑥ICT 教育の充実

今日的な課題に対応し、すべての児童生徒の意欲・関心を高め、すべての児童生徒にとってわかりやすい授業をめざし、ICT[※]環境の整備と教職員研修の充実を図る。

▶**小学校教育用コンピューター事業・中学校教育用コンピューター事業**

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着のため、授業改善に取り組むとともに、学習意欲の向上と学習習慣の形成に取り組む。また、教職員が子どもたちに向き合う時間を確保するため、システムを含めた教育環境の整備に取り組む。 ・小中学校の安定した ICT 環境を整備し、児童生徒及び教職員のコンピューター活用能力の向上を図るとともに、授業において効果的に活用する。 ・平成 32 年度より予定されている小学校のプログラミング教育の実施に向けて、全教員が適切なスキルを身に付けるための研修及び必要な教材の準備を進める。 ・平成 22 年度に小中学校に導入した校務用パソコンの更新を行う。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・導入したタブレット型パソコン等の実践的な活用促進のために、教職員の研究授業を含めた ICT 教育研修及び定期的な ICT 推進担当者会を実施し、各校の ICT 教育推進体制の強化と指導方法の工夫・改善を進める。 ・情報モラルについての指導を徹底するとともに、教職員の指導力スキルアップのための研修を実施する。 ・教職員の校務用パソコン及びセンターサーバーの保守を行うとともに、更新に向けて準備を進める。

※ ICT: 情報通信技術 (Information and Communication Technology)。パソコンやインターネットの技術。

⑦**使える英語力の向上**

小学校の高学年における外国語活動については、指導方法や評価の研究・研修の機会を設け、外国人英語指導助手(「ALT」)や地域人材の効果的な活用等、総合的な取組みを推進する。また、小学校外国語活動から英語科への教科化を見据えて、教員の指導力向上のための研修を行う。

▶**国際理解教育推進事業、外国語活動支援事業**

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の定着のため、授業改善に取り組むとともに、家庭・地域と連携して、学習意欲の向上と学習習慣の形成に取り組む。 ・国際理解教育推進事業 (外国人英語指導助手派遣) 小中学校へ ALT を派遣し、コミュニケーション能力の育成を図る。また、小学校外国語活動から英語科への教科化を見据えて、教員の指導力向上のための研修を行う。 ・外国語活動支援事業 小学校の外国語活動を支援する外国語活動支援員を派遣し、小学校外国語活動から英語科への教科化に向け、各校での教材研究や開発、授業力向上のための実践を支援する。大阪府公立小学校英語学習 6 ヶ年プログラム「DREAM」を全小学校で活用し、児童の英語力向上と教員の指導力向上を図る。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション能力の育成を図るため、ALT を各中学校区に 1 名派遣し、市内に勤務する 5 人の ALT を小学校 1 校に集める「English Day」を全校で年 1 回開催し、市内の全児童が英語に慣れ親しむ機会を持たせる。 ・小学校の外国語活動を支援する外国語活動支援員が全小学校を巡回し、教員の外国語活動の授業力向上を目的とし、外国語活動の授業及び研修の支援を行う。また、大阪府公立小学校英語学習 6 ヶ年プログラム「DREAM」を全小学校で活用し、児童の英語力向上と教員の指導力向上を図る。

⑧読書活動の充実

学校読書活動を推進することで、児童生徒の総合的な言語能力を高めるとともに、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きていく力を身に付けるよう支援を行う。

▶学校読書活動推進サポーター配置事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・学校読書活動推進サポーターを配置し、児童生徒の読書習慣の定着と読書量の増加を図る。・平成 27 年度より小学生に配付している読書ノートを活用し、児童の読書意欲の向上、読書量の増加を図る。・国の動向に注視しながら、学校司書の配置を検討する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・全小中学校に学校読書活動推進サポーターを配置し、学校図書館の環境を整え、児童生徒が読書に親しむ態度を育み、子どもの自主的な読書活動を推進する。・調べ学習等、授業における学校図書館活用を推進する。・図書館だよりの発行など情報発信を積極的に行い、保護者と連携した読書推進の取組みを進める。・児童生徒の読書活動充実に向け、担当教員を集め、研修を実施する。

▶学校図書館の蔵書冊数の充実（小・中学校管理運営事業の一部）

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・平成 27 年度から 3 か年で全小中学校の学校図書館の蔵書冊数を拡充し、学校図書館図書標準（国が定めた学校規模に応じた蔵書冊数の整備目標）を達成する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・学校図書館図書標準を達成するため、昨年度に引き続き学校図書購入費を増額し、蔵書冊数の拡充を図る。 （通常購入冊数に約 4,000 冊分の学校図書購入費を増額する）

(2) 問題行動の未然防止・早期発見・早期対応

①組織的な生徒指導体制

いじめ・不登校に対応し、学校が安心できる場となるよう、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導を充実する。

▶スクールソーシャルワーカー*等活用事業、学校・家庭連携支援事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・いじめ・不登校に対し、学校が安心できる場となるようにする。また、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導をより充実する。・スクールソーシャルワーカーを配置し、教員やスクールカウンセラー、福祉機関等の連携を図り、課題を抱える児童生徒やその家庭の生活基盤の改善を支援する。・家庭教育相談員*を配置し、子育てに悩みや不安を抱く家庭に対し、家庭訪問等の支援を行う。

平成 29 年度実施予定内容

- ・市のスクールソーシャルワーカー3人を非常勤職員として任用する。市内の1つの中学校区を重点校区として週4日配置し、他の中学校区には拠点校1校に週2日ずつ配置する。
- ・学識経験者等を招聘しての市スクールソーシャルワーカーのスーパービジョンを行い、各学校代表者による市不登校対策ワーキング会議を開催する。
- ・スクールソーシャルワーカー運営協議会を学期に1回程度行い、教職員とスクールソーシャルワーカーとの効果的な連携の重要性を市内小中学校に浸透させる。
- ・家庭教育相談員を中学校区の拠点小学校に1名ずつ派遣し、課題を抱える家庭の保護者およびその児童を支援する。

※ **スクールソーシャルワーカー**：不登校や問題行動等の課題を抱えた子どもに対して、福祉の視点を取り入れた支援方法を用いて課題解決を果たす役割の専門職。(各中学校区で週2日活動)

※ **家庭教育相談員**：不登校や子育て等の悩みや不安を抱く保護者に対して、教員ではない立場で寄り添いながら相談に乗り、支援する摂津市独自の非常勤職員。特に資格はないが、子育てに関わりを持つ地域人材。(中学校区に1名となるよう、5つの中学校を拠点とした配置)

②人権尊重の教育の推進

男女平等教育や国際理解教育等、子どもの発達段階に応じた様々な人権問題の学習を進めるとともに、身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育まなければならない。そのためにも、教職員の人権意識と指導力の向上を図る必要がある。

▶**教職員人権問題研修事業**

平成 32 年度までの主な取組み

- ・子どもの発達段階に応じて、様々な人権問題の学習を進めるとともに、児童生徒が身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育むため、教職員の人権意識や人権感覚、指導力の向上を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・教職員一人ひとりが、障害者理解、国際理解、男女平等、同和問題等人権及び人権教育に関する正しい知識を深め、それぞれの課題解決に向けてその指導力を高めるため、課題別の人権教育研修会を行う。
- ・各校園において、それぞれの実態や課題に応じた校内人権教育研修会を支援する。

▶**国際理解教育推進事業・日本語指導教育事業**

平成 32 年度までの主な取組み

- ・子どもの発達段階に応じて、様々な人権問題の学習を進めるとともに、児童生徒が身近な差別や偏見に気づき、問題を解決する力を育むため、教職員の人権意識と指導力の向上を図る。
- ・児童生徒が、自国の歴史や文化に誇りを持ち、外国の多様な文化を認め合う力を身につけるため、日本人の児童生徒とともにお互いを認め合い、ともに学ぶ意識を高める教育を進める。
- ・帰国子女及び渡日児童生徒の増加に伴い、これらの児童生徒に対する適切な学校教育の確保を図るため、指導体制の充実や一人ひとりの課題に応じた支援の充実を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 社会人講師等を派遣し、国際理解教育の授業を行い、外国にルーツを持つ児童生徒のアイデンティティを高めるとともに、マイノリティを排除しない多文化共生の人権感覚を持った集団づくりを進める。
- ・ 指導主事及び日本語指導加配教員による学校の巡回により、各校の日本語指導の体制づくりを指導・支援し、日本語指導を必要とする児童生徒に対し、日本語指導及び母語指導、生活面での指導等を行う。

③心を育む教育の推進

すべての子どもが大切にされていることを実感でき、まわりの人も大切にできる意識と態度を育てることは、次代を担う子どもたちの生きる力の基盤となるものである。いじめ・不登校・虐待・問題行動等の課題のある中、その課題解決を図ることはもとより、自尊感情やコミュニケーション力、規範意識や人権意識など社会の一員として自立するための基礎となる力を育む必要がある。そのため、人間基礎教育とも関連させながら教育活動全体を通じて取り組む。

児童生徒が夢や希望を持ち、よりよい社会を築くことをめざす道徳的価値観や道徳的態度、人権感覚や人権意識を養うための研修や情報発信等の支援を行う。

▶道徳教育の充実

平成 32 年度までの主な取組み

- ・ 小学校では平成 30 年度、中学校では平成 31 年度より完全実施される「特別の教科道徳」への移行を円滑に行い、新学習指導要領により求められる学習となるよう教員に対する研修を充実させるとともに、各校での研究の推進を支援する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 新学習指導要領に基づき、管理職及び道徳教育推進教師等を対象に研修を実施し、目標や内容項目、評価方法等の理解促進を図り、各校の全体計画の見直し、研究の推進を図り、平成 30 年度及び 31 年度からの「特別の教科道徳」の確実な実施につなげる。

▶防災教育推進事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・ 摂津の未来を担う子どもたちに、災害に対応できる知識・技能、緊急時に自ら判断し、適切な行動を取ることができる思考力・判断力、そして、ともに生きる積極的な態度など、生きる力の基盤となる要素を備えている防災教育を学校において推進する。
- ・ 防災に係る教材を使い、就学前の幼児や小学校低学年に遊びの中から防災の意識を育む取組みを行う。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 先進校視察を行い、防災教育担当教員の資質・能力の向上を図るとともに、視察により学んだことを市全体に波及させ、各中学校区での取組みに活かす。
- ・ 摂津市防災対策事業による防災教育の手引きに基づき防災教育の授業を実践する。また、手引きの内容を充実させるための担当者会を実施する。

④いじめ・不登校等の未然防止・早期対応

いじめ・不登校・問題行動等の状況は、その背景が複雑化し、深刻な状況にある。その解決のためには、学校だけでなく、保護者・地域とのつながりをさらに強め、関係機関とも連携して、未然防止・早期対応・再発防止に努めなければならない。学校・家庭・地域・関係機関の協働のもと継続した見守り・支援を行い、すべての子どもの安心・安全を確保する取組みを進める必要がある。

▶いじめ防止対策推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・いじめ・不登校に対し、学校が安心できる場となるようにする。また、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導をより充実する。・いじめは、どの学校でも起こる可能性があるとの認識のもと、「いじめは絶対に許さない」という基本姿勢に立ち、『摂津市いじめ防止基本方針（随時改訂予定）』に則った、未然防止、早期発見、早期対応の取組みを、学校・家庭・地域や関係機関が連携し、オール摂津で推進する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・弁護士、学識経験者、臨床心理士、社会福祉士、退職校長等から構成する「いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止のための専門的知見を与え、いじめに関する重大事態が起こった際の調査を行う。・警察や市長部局、補導員や青少年指導員等で構成するいじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ防止に関わる関係機関等相互の情報交換と共有化による連携及び協力を図り、学校や教育委員会への助言に当たる。・いじめや生徒指導に関しての児童生徒理解や一致団結した学校の組織体制構築のための教職員研修を実施する。・児童生徒に対してアンケートを複数回実施し、いじめや不安等の早期発見・早期対応に努める。・携帯・スマートフォンに関する情報モラルについての授業や教職員研修を実施する。

▶教育相談事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・いじめ・不登校に対応し、学校が安心できる場となるようにします。また、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導をより充実する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・全小学校にスクールカウンセラー（市費）を配置し、児童生徒・保護者の悩みの早期解決を目指し、関係機関と連携し、相談機能の充実を図る。・相談窓口を教育センターに設置する。・教育センターパンフレット等を配付し相談窓口について広く周知を図る。・スクールソーシャルワーカーとの連絡会を毎週定期的実施し、不登校等の課題の共有と早期発見・早期対応・早期解決につなぐ。・解決が困難な事例は、臨床心理士指導員が助言をし、改善を図る。

▶適応指導教室事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・いじめ・不登校に対応し、学校が安心できる場となるようにする。また、学校や各種関係機関と連携し、教育相談機能や適応指導をより充実する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・さわやかフレンド（学生ボランティア）を市内小中学校に派遣し、不登校の児童生徒・保護者、学校のニーズに応じた支援を行う。・研究所加配教員が学校巡回を行い、不登校の未然防止や早期対応のために学校や関係機関との連携を図る。・教育センターにおいて、各小学校でコミュニケーションを苦手とする児童を対象に、ソーシャルスキルトレーニングを実施する。参加しやすい工夫や、より丁寧な周知をし、参加児童の増加を図る。・スクールソーシャルワーカーと教育センター臨床心理士の連絡会を定期的実施し、不

登校児童生徒の情報をもとに、対応を検討し、学校や関係機関と連携し、適応指導教室や、さわやかフレンドにつなぐ。

▶進路選択支援事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもたちが家庭事情や経済的理由により、高等学校及び大学等への進学や修学をあきらめることなく、夢や希望を実現するため、奨学金活用等に関する相談支援を行う。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめることのないよう、進路選択に向けた支援を行う。 <p>【相談日】 月から金（水を除く）9：00～17：00 また、第1金曜 19：00 まで 第2土曜 10：00～12：00 に相談を実施する。</p>

(3) 小中一貫教育の推進

①9年間を見通した系統性のある教育活動の推進

義務教育修了時点で、社会において自立して生きる力を育むためには、9年間の義務教育を一貫した目標のもとで計画的に行う必要がある。教科指導、生徒指導を柱とした教育活動を系統的に推進する。

▶小中一貫教育推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・教育活動の様々な課題を克服するため、小中学校が連携し、9年間の一貫性のある義務教育を推進し、発達段階に応じたきめ細かな学習指導や生徒指導に取り組む。 ・「摂津市小中一貫教育推進協議会」を開催し、小中一貫した教育課程の編成・実施に関する協議を行い、学校教育スタンダードの「つながりのある学校」を実現するための各校の取組みを推進する。 ・小学校と中学校の教職員が、校区のめざす子ども像の実現に向けた協働関係を構築し、小学6年生向けの体験授業や部活動体験を実施するなど、「中1ギャップ」の解消をめざす取組みを全中学校区で行う。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none"> ・摂津市小中一貫教育推進協議会（大学教授、各小中学校代表、教育委員会事務局で構成）を開催し、年度目標や具体的な取組みについて協議する。 ・中学ブロック小中一貫教育推進会議が、ブロックごとの夏季合同研修を企画し、「めざす子ども像」実現のための一貫性のある生活指導、教科指導等について研究を深め、実践へとつなげる。

②中学校区の児童生徒間の人間関係の構築

生きる力を育む上で、基盤となるのは「つながる力」である。安心と信頼、意欲を生み出す人間関係づくりを推進し、柔軟で効果的な教育の実現をめざす。

▶小中一貫教育推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての中学の1年生を対象とした人間関係づくりプログラム等を実施し、2つの小学校から中学校へ進学した生徒が互いに支えあえる人間関係づくりを進める。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 中学 1 年生の学級づくりの時期に「ジュニアハートプログラム※」を実施し、人間関係の基本となるコミュニケーションのあり方を体験的に理解させることで、生徒同士の良好な人間関係を促進する。
- ・ 部活動体験・授業体験といった部分的な「中学校体験」ではなく、登校から下校までを中学校で過ごす「乗り入れスクール※」の全中学校区での実施をめざす。また、「乗り入れスクール」の複数日実施や中学校教員の授業の拡大などの内容の充実を図る。

※ **ジュニアハートプログラム**：レクリエーションの要素を取り入れた人間関係づくりのトレーニング。お互いを尊重し協力し合いながら課題を達成していく。Human Relation Training の頭文字 HRT（ハート）の略。

※ **乗り入れスクール**：小学 6 年生が進学先の中学校へ登校し、1 日過ごす「中学校体験」。6 年生の担任が小学校の授業を行うが、中学校の教員による体験授業や中学生との交流、施設見学も行う。

(4) 体力の向上と生活習慣の確立

①運動習慣を含めた基本的な生活習慣の確立

人間の活動の源となる体力の向上には、子どもの運動機会の増加と生活習慣の改善が必要である。子どもたちの健康と体力づくりを進め、生涯にわたる心身の健康の保持増進のための基礎を培う支援を行う。

▶運動意欲の向上および生活習慣の改善と食育の推進

平成 32 年度までの主な取り組み

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査や全国学力・学習状況調査により、児童生徒の運動習慣や生活習慣の実態を把握し、運動への興味・関心を高め、その土台となる生活習慣や食生活習慣の向上を図る。
- ・ 平成 32 年（2020 年）に実施される「東京オリンピック・パラリンピック」に向け、児童生徒が運動に親しみ、体力づくりを進めるなど、運動意欲の向上を進めるため、運動を行う機会の充実を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 各校において体力向上に向けたプランを作成し、児童生徒の運動能力向上と運動習慣定着のための工夫ある取り組みを行う。
- ・ 睡眠時間の確保や学習時間とテレビやゲーム、スマートフォンに費やす時間のバランスについて考えさせる機会を作る。
- ・ 栄養教諭と連携し、全小中学校で、「食に関する指導の全体計画」に基づいた教育活動全体での食育の推進を図る。

②学校体育および部活動の充実

全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、学校体育の充実に取り組む。生涯を通じて運動に親しむ資質や能力を身につけるための取り組みの支援を行う。

▶全国体力・運動能力、運動習慣等調査

平成 32 年度までの主な取り組み

- ・ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を踏まえ、学校体育の充実を図る。
- ・ 部活動外部指導者を派遣し、部活動の充実を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・小学 5 年生、中学 2 年生の児童生徒対象に全国体力・運動能力、運動習慣等調査を実施し、結果分析を行い発信する。
- ・児童生徒がより一層運動に親しむ機会を設けるとともに、運動やスポーツの楽しさ、充実感・達成感を感じさせる体育科の研修や担当者会を行い、授業改善に取り組む。

▶学校部活動等助成事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・中学校の部活動充実のための支援を行うとともに、休養日の設定など、生徒や教員の健康・安全の確保に向けた指導の徹底を行う。
- ・学校教育相談員（部活動担当）を配置し、各中学校の訪問を通して、特に経験の浅い教員の相談や部活動運営に関する指導を行う。また、各校の部活動の所属人数や顧問の指導経験、運営上の課題などを聴き取り、部活動の実態把握を行う。
- ・魅力ある部活動展開のため、専門性を有し、指導経験の豊富な外部指導者の派遣を行う。
- ・「摂津市立中学校部活動ガイドライン」に沿った部活動運営を推進するために、部活動に関わる教職員対象の研修を実施する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・中学校の部活動に対して財政的な支援を行うとともに、休養日の設定、熱中症対策など、健康や安全に係る体制づくりの確認を行う。
- ・学校教育相談員（部活動担当）が各中学校及び保護者会等へ訪問する。部活動の実態や保護者の願い等を集約し、部活動の運営の指針や合同部活動の在り方等について検証・助言を行う。
- ・専門性を有し、指導経験の豊富な外部指導者の派遣を行う。

(5) 学校評価の適切な実施と情報の共有

①学校評価の充実

地域に根ざした学校づくりのためには、学校が教育活動等の成果を検証し、学校運営の改善と発展をめざすとともに、説明責任を果たし、家庭や地域との連携協力を進めていくことが必要である。そのため、各校は学校評価を行いその結果を公表する。

▶学校評価の充実

平成 32 年度までの主な取組み

- ・学校評価を適切に実施・公表し、効果的に活用して、学校・家庭・地域の連携により、学校運営の改善や教育水準の向上を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・全小中学校・幼稚園・保育所は平成 28 年度末までに作成した「平成 29 年度学校経営計画」に基づき校園所の経営を行う。小中学校は、「摂津の学校教育スタンダード」に基づき作成する。
- ・学校評価を活用してよりより学校経営を行えるよう、管理職に対する学校評価に係る研修を行う。
- ・学校教育自己診断や、各種アンケート調査、総括会議などに基づき自己評価を行う。
- ・自己評価の妥当性について、学校協議会*等を活用した関係者評価を実施し、その結果を公表する。
- ・自己評価の資料としている学校教育自己診断の項目については常に見直しを行い、より有効な質問項目へ改訂するよう指導する。

※ 学校協議会：保護者や地域住民の声を学校運営に反映し、また校長の求めに応じて、保護者・地域住民・有識者等が様々な観点から意見交換や提言を行う組織。校長が委員を委嘱

し、年間を通じて計画的に会議や行事参観等を行っている。

②学校協議会の積極的運営

開かれた学校づくりのためには、保護者や地域住民の意向を把握し、学校教育活動に反映させる必要がある。学校協議会を積極的に運営し、保護者や地域住民等による多様な観点からの意見交換を行うことにより、地域からの信頼の構築と教育活動の改善をめざす。

▶学校協議会の積極的な運営と効果的な活用

平成 32 年度までの主な取組み
・委員の増員、開催回数の増加を含み、学校協議会をより効果的に活用できるように、学校に対して情報提供や研修会等を実施する。さらに学校協議会を活用した学校関係者評価*の実施について実践交流を行うとともに、国の動向に注視しながら、コミュニティスクールへの移行も視野に入れた学校協議会の再構築を検討する。
平成 29 年度実施予定内容
・学校協議会を開催し、学校経営計画や学校自己診断、各種調査等の結果を報告し、学校運営に関する内容について協議する。 ・学校協議会をより効果的に活用できるように、管理職対象に研修を実施する。

※ 学校関係者評価：保護者・地域住民等の学校関係者で構成される評価委員会（たとえば学識を加えた学校協議会等）が、学校の自己評価の結果について評価するもの。

③積極的な情報の発信

市教委、学校、家庭・地域との協働の取組みを推進するためには、情報の共有と相互の発信により信頼関係を築く必要がある。そのためにも学校だよりや学年だより等の配付物に加え、魅力的な学校 Web サイトを作成し情報を発信する必要がある。また、学校の取組みへの興味・関心を高めるため、短いスパンでの定期的な更新が望まれる。

▶市の Web サイト、広報の活用、教育フォーラムの開催

平成 32 年度までの主な取組み
・市民や保護者が、市教委や学校園の特色ある取組みについて理解できるよう、市の広報や Web サイトでの紹介、あるいは教育フォーラム等での実践報告を行う。
平成 29 年度実施予定内容
・幼稚園・小中学校が特別支援教育や学力向上などの教育課題に沿った研究テーマを設定し、特色ある取組みを充実させるよう支援する。また、研究内容やユニークな取組みを市内学校で共有されるよう Web サイトや教育フォーラムなどで発信する。 ・市の広報課と連携し、さまざまな児童生徒の活躍や取組みを市広報で紹介する。

▶学校 Web サイトの充実

平成 32 年度までの主な取組み
・市教委事務局及び各校の「学校 Web サイト」のシステムの更新を行い、内容を充実させ、学校生活の様々な情報の発信が効果的にできるよう、タイムリーな更新を行う。
平成 29 年度実施予定内容
・学校 Web サイトの活用頻度、閲覧回数の増加に向け、学校 Web サイトのシステムを刷新する。

3. 支援教育の充実

(5-2-3 一人ひとりに応じた支援教育を充実するまちにします)

ノーマライゼーション^{*}の理念のもとに、義務教育の場において、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学び、育つ環境をつくり、多様な障害種別に対応する支援教育を推進するため、個別の教育支援計画を活用し、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。また、教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携などにより、教職員の障害に対する理解を促進するとともに相談活動を充実する。

※ ノーマライゼーション：障害のある人もない人も互いに支え合い、地域でいきいきと明るく豊かに暮らしていける社会をめざす考え。

(1) 支援教育の充実

①教員の指導力の向上と個に応じた指導の充実

ノーマライゼーションの理念のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の取組みを継承・発展させるために、支援学級担任等、教職員の専門知識や指導技術の向上を図るための研修を積極的に行う必要がある。教職員が障害のある子どもたち一人ひとりの障害特性を理解するとともに、教育的ニーズを把握し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成することで効果的な指導や支援の充実をめざす。

▶特別支援教育推進事業・研修事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・個別の教育支援計画を活用し、大阪府立支援学校をはじめ、関係機関や専門機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。・教育センターの機能を充実し、研修や各学校間の連携などにより教職員の障害に対する理解を促進し、関係機関と役割分担しながら的確な支援を行う。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・特別支援教育推進事業（教職員の専門性の向上を図り、障害の種別に応じた支援を充実させる。） 人材育成研修室による相談及び巡回指導を実施し、障害の種別に応じた支援のあり方について指導助言する。・研修事業（各校の支援教育体制を整備し、支援体制の充実を図る。） 支援教育コーディネーター等、個に応じた支援の充実のために府立摂津支援学校や関係機関等と連携し、専門性向上のための研修を実施する。

▶非常勤職員等雇用事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・個別の教育支援計画を活用し、大阪府立支援学校をはじめ、関係機関や専門機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・市費で障害児介助員、障害児等支援員[*]を合わせて 26 名配置し、支援学級担任とともに重度重複障害児童生徒の介助・訓練・作業及び学習指導の補助等の支援を行う。

※ 障害児介助員・障害児等支援員：重度重複障害児童生徒が在籍する学校に配置し、対象児童生徒の生活介助・訓練・作業及び学習指導の補助を行う非常勤職員。

②早期からの一貫性のある指導の実現

就学前の障害のある幼児にとって、早期から一人ひとりのニーズに応じて必要な支援を行うことは、その後の学校生活をはじめ、将来の自立や社会参加に大きな効果がある。

「ともに学び、ともに育つ」教育のより一層の推進に向け、児童発達支援センター（旧障害児センター）等とも連携し、幼稚園や保育所等での適切な支援のあり方についての理解・啓発を図る。

▶特別支援教育推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
・ 個別の教育支援計画を活用し、大阪府立支援学校をはじめ、関係機関や専門機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。
平成 29 年度実施予定内容
・ 配慮を要する児童生徒の支援を行うため、視覚支援など支援教育体制の充実や、個別の支援方法、保護者に対する教育相談の方法など、課題に応じた巡回相談を行う。 ・ 人材育成研修室 [*] 、通級指導教室担当（5 名）、教育支援課（2 名）、大阪府立支援学校等で構成したスタッフによる各校への巡回相談を 60 回実施し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援方法についての助言を行う。

※人材育成研修室：社会福祉法人 北摂杉の子会が設置する自閉症スペクトラムや発達障害の支援に関する専門機関。

(2) 義務教育就学の支援

①相談体制の整備

教職員や保護者の様々なニーズに即応するために、支援教育関係機関や障害に関する専門機関、専門的知識を有する者による各小中学校、幼稚園、保育所等への相談体制を構築し、年間を通して相談活動を継続していく必要がある。そのため、巡回相談を実施し、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う。また、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談・支援体制の充実を図る中で、本人や保護者に対して、小学校就学に関する適切で多様な情報が提供できるよう相談体制を整備するとともに、本人の教育的ニーズや保護者の意向を尊重しながら適切な就学指導を行う。

▶就学児指導事業、特別支援教育推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
・ 個別の教育支援計画を活用し、大阪府立支援学校をはじめ、関係機関や専門機関と連携して、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな指導や一貫した支援を行う。 ・ 障害のある子どもの義務教育就学のため、相談活動を充実する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 就学児指導事業
支援学級への入級後の支援の手だてについて適切な助言を行う。教育支援課、こども教育課、支援教育担当教員、医師、臨床心理士等で構成する教育支援会議を開催する。また、支援学級入級や支援学校入学に向けて、保護者を対象とした就学に関する教育相談を行う。
- ・ 特別支援教育推進事業
子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援法についての助言を行う。人材育成研修室、教育支援課、こども教育課、通級指導教室担当教員で構成したスタッフによる各校園への巡回相談を実施する。

(3) 学校施設の整備

① 学校施設の充実

誰もが快適に利用できるように、学校施設のバリアフリー化を進める。

▶ 小・中学校施設運営事業、小・中学校管理運営事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・ すべての人が学校施設を快適に利用できるように、段差の解消や手すり等の整備を行う。
- ・ 各学校のトイレ 1 か所に 1 器以上の洋式トイレを設置するよう、順次改修する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ 千里丘小学校、摂津小学校、第一中学校に洋式トイレを設置する。

4. 教職員の育成

(5-2-2 子どもたちの「生きる力」を育むまちにします)

教職員の年齢構成が変化し、経験の浅い教職員が多数を占める状況となってくることを踏まえ、見通しと計画性を有し、組織的に教育内容と教育方法の充実を図る視点と力量を備えた教職員の育成に努めなければならない。求められる人材を育てる研修プログラムに基づき、総合的な学校づくりを担える人材の育成を図る。

(1) 教職員の授業力の向上

①実践的な専門性の向上

教職員の指導・育成については、学校と十分協議をし、大阪府教育委員会と連携する。また、教育活動の効果的な展開のためには、保護者や地域住民との信頼関係の構築が必要不可欠であり、教職員には常識・教養・礼儀作法をはじめとする人格的資質が求められる。同時に、学校教育を通して家庭や地域に働きかけ、保護者や地域住民との相互連携を構築できるコーディネート力などの社会性の向上が求められている。教職員の世代交代が急速に進む中、教職経験の浅い教員を意図的・計画的に育成することが必要である。

学校教育相談員*の巡回指導を実施し、組織的・継続的に取り組む。

▶学校教育相談員配置事業

平成 32 年度までの主な取組み
・校内・校外での研修や授業研究により、教員の授業力を向上し、児童生徒の学力・体力向上を図る。
平成 29 年度実施予定内容
・指導主事・学校教育相談員の巡回指導を実施し、きめ細やかな指導を行い、教員としての基礎的素養*・授業力・学級経営力・生徒指導力などの向上を図る。 ・教員の育成に学校全体で取り組むなど、日常的にOJT*を推進できるよう、メンターチーム*を活用した校内人材育成体制づくりのさらなる支援を行う。メンターチーム活動事例の情報を発信し、全校で共有化を図る。

※ **学校教育相談員**：経験の浅い教員の授業、学級経営、生活指導などについての助言を行うため、市内各校への巡回指導を行っている。

※ **教員としての基礎的素養**：「人権意識」「社会性」「保護者・地域連携」など教科指導、生徒指導等の職務を著しい支障が生じることなく実践できる資質能力

※ **OJT（オンザジョブトレーニング）**：仕事の現場で上司や先輩が指導役となり、実際の業務を行う中で必要な知識や技能を身につけさせていく研修。現任訓練。

※ **メンターチーム**：複数の先輩教職員と複数の若手教職員等でチーム編成をし、若手教員の資質能力の向上を支援することで相互の人材育成を図る OJT の一つのシステム。

▶研修事業

平成 32 年度までの主な取組み
・校内・校外での研修や授業研究により、教員の授業力を向上し、児童生徒の学力・体力向上を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・教職員の経験年数に応じて必要な知識・技能の習得を図るステージ別研修（初任者研修・2年目研修・3年目研修・5年次研修・10年経験者研修等）を行う。・校内の人材育成体制の強化に向けた支援を行う。・教育課題解決のための専門的な知識や技能の習得を図る課題別研修を行う。 |
|---|

② 計画的な人材育成の推進

様々な教育課題に対応するためには、教職員が情報と目標を共有し、組織的に対応していくことが必要である。各校が特色を生かし、チーム力を最大限に発揮できる組織を作るために、校長・教頭のマネジメント力を一層高める研修が必要である。

また、校長のリーダーシップのもと、教職員全体が取り組む組織的な学校運営のためには、経験豊かな教職員と経験の少ない教職員の間をつなぎ、校長・教頭のもとで組織的な運営を担うスクールリーダーが必要であり、その育成を図ることが重要である。

▶学校経営研究会

平成 32 年度までの主な取組み

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・一般の教員同様、管理職においても大きく世代交代が進むため、基本的な学校マネジメントを中心としながら、カリキュラム・マネジメントなどの新学習指導要領で示される内容や新しい教育課題について研究し、管理職の資質能力の向上を図る。・首席・指導教諭の適切な配置を行い、より適切な職務遂行やさらなる活躍を進めるため、資質能力の向上を図る場を設ける。 |
|--|

平成 29 年度実施予定内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・大学教授や管理職経験者、弁護士等の専門家を講師として招聘し、カリキュラム・マネジメントや人材育成等の喫緊の課題についての研究を計画・実施する。 |
|--|

5. 安全安心な学校・地域づくり

(5-2-4 学校園が安全安心で快適なまちにします)

(5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

幼稚園・小中学校施設の多くが建築後 30 年を経過しており、子どもたちの安全を確保することはもとより、地域住民の緊急避難場所としての機能を維持する必要があり、老朽化施設の大規模改修、非構造部材の耐震化の推進及び小学校給食調理場のドライ化改修[※]工事とともに学習環境の向上を図るため、学校施設の計画的な整備を行う。

また、登下校時における子どもたちの安全を確保するため、学校・保護者、教育委員会、関係機関との連携をはじめとした地域ボランティアとの協力を密に行い、受付員やスクールガード・リーダー、交通専従員の配置を中心に地域と一体となった見守り体制の構築を図る。

さらに、感染症流行の予防に努め、感染症発生時には保健所等の関係機関との連携により迅速に対応する。

※ **ドライ化改修**：床面を乾いた状態で使用するための改修で、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、衛生管理面の向上や作業環境の改善を図るもの。

(1) 安全安心な学校・地域づくり

① 教育環境の整備

小中学校施設の多くが建築後 30 年以上を経過していることから、老朽化した施設の大規模改修を計画的に進めるとともに、安全安心で快適な学習環境の整備を図り、適正な施設の維持保全に努める。また、避難所となる体育館内部の窓ガラスや外壁などの非構造部材の落下防止対策を順次行う。さらに、環境負荷の低減や自然との共生を図りつつ、快適な教育環境を整備する。

▶ 小・中学校施設改修事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・老朽化した施設の大規模改修工事を計画的に実施する。・窓ガラスや外壁などの非構造部材の落下防止対策を行う。・施設内の照明器具など取替え改修が必要な場合には、順次 LED 照明に取替える。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・児童数の大幅な増加が見込まれる、摂津小学校の新增築校舎建築工事を実施する。・摂津小学校・味生小学校・鳥飼西小学校体育館の劣化に伴う外壁改修や屋上防水、照明の LED 化等の大規模改修工事を実施する。

② 登下校時等の安全確保

登下校時における子どもたちの安全確保については、学校・保護者、教育委員会、関係機関の連携をはじめ、地域ボランティアとの協力体制が不可欠である。小学校（幼稚園）に配置している受付員やスクールガード・リーダー[※]の派遣を中心に地域と一体となった見守り体制を構築する。

※ **スクールガード・リーダー**：学校や通学路での巡回指導を行うことで、危険個所の把握や改善、児童生徒への安全啓発の中心となる指導員。（警察官 0B 1 名を配置）

▶安全対策事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・不審者侵入を防止するとともに、子どもたちの見守りを行い、市立学校園での不審者侵入事案を 0 件とする。・青色パトロールカーでの市内パトロールを実施し、見守り活動を行う。・市立幼稚園・小学校の校門に受付員を配置する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・市立幼稚園・小学校の正門及び摂津小学校・鳥飼北小学校の通用門に受付員を配置する。・受付員の従事活動内容の充実・改善及び受付員間の情報共有を図るため、研修会を実施する。

▶スクールガード・リーダー配置事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・不審者事案を抑制するため、警察官 OB をスクールガード・リーダーとして配置し、危険箇所の把握とその改善に努める。・学校と地域が一体となった見守りシステムを構築するため、スクールガード・リーダーが子どもの安全見守り隊等の地域ボランティアとの協力体制を確立する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・警察官 OB をスクールガード・リーダーとして配置、週 2 日程度の巡回により、危険箇所の把握とその改善、児童生徒への安全啓発を行う。・スクールガード・リーダーは、児童生徒の登下校の時間帯に各小学校区を巡回し、子ども安全見守り隊等地域ボランティアへの助言を行う。・スクールガード・リーダーは、毎回の活動後、巡回時の様子を学校教育課指導主事に報告し、きめ細やかな情報の連携を図る。

▶小中学校通学区事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・市全体で子どもの生命・身体を守る取組みを強化します。また、各種団体が取り組んでいるパトロールなどの地域の見守り活動を支援する。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・通学路交通安全プログラムに基づき、合同点検を実施し、適切な安全対策を行う。・通学時の交通安全を確保するため、シルバー人材センターに委託して、信号のない交差点など 19 箇所に交通専従員の配置を行う。・道路管理者や警察署など関係機関と連携をして、危険箇所の対応方法を継続して協議を行う。

③地域による見守り体制の充実

放課後の居場所づくりとして実施してきており、児童が参加したいと感じるよう内容の充実を図る。

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを支援し教育力の向上を図る。

▶放課後子ども教室推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
・学校、家庭、地域の連携により、地域社会を挙げて子どもを育む活動を充実します。また、地域での異年齢交流の機会や場づくりを進める。
平成 29 年度実施予定内容
・放課後子ども教室実行委員会、わくわく広場リーダー会議を開催し、各校区の取組み状況について情報交換を行う。 ・わくわく広場指導員を対象に研修会を開催し、指導にあたっての留意点や安全管理について情報交換等を行う。 ・指導員としてより多くの方に登録してもらえるような方策を検討する。 ・学童保育との連携について、平成 28 年度に実施した試行実施の検証を行う。

▶地域子ども安全安心事業

平成 32 年度までの主な取組み
・市全体で子どもの生命・身体を守る取組みを強化する。また、各種団体が取り組んでいるパトロールなどの地域の見守り活動を支援する。
平成 29 年度実施予定内容
・市内で子どもの安全対策にご協力いただいている子どもの安全見まもり隊や交通専従員、セーフティパトロール隊の方を対象とした地域防犯研究会を開催する。 ・各小学校区で「地域の子どもは地域で守る」という考えのもと「こども 110 番の家」「こども 110 番の車」「子どもの安全見まもり隊」の活動への参画を呼びかける。

④感染症の予防と迅速な対応

幼稚園、学校では成人と比べ抵抗力の未発達な幼児、児童生徒が集団生活をしており、さまざまな感染症が発生しやすく、幼稚園、学校内での感染が拡大しやすい状況にある。季節性のインフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症についても、その発生、まん延は学校現場に与える教育上の影響が大きいことに鑑み、幼児、児童生徒はもちろん保護者へも、うがい、手洗い、咳エチケット等の感染防止対策の励行を勧奨するとともに、新型インフルエンザが発生した場合には「摂津市新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 26 年 3 月）」や「大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（平成 25 年 9 月）」をもとに、毒性や感染力、警戒レベルに応じた適切な対応を図る。

▶幼稚園・小学校・中学校保健事業

平成 32 年度までの主な取組み
・引き続き、幼児・児童生徒の健康管理と早期発見に努める。また、国・大阪府からの情報提供の把握に努めるとともに、感染症発生時には保健所など関係機関と連携を密に行い、より迅速に対応する。 ・全幼稚園・小中学校では、導入された「学校欠席者情報収集システム※」を運用し、サーベイランスの解析資料の活用を図っていく。 ・全幼稚園・小中学校に対して、継続的に国・大阪府から提供される感染症予防等の情報発信を行い、感染症予防に努める。

平成 29 年度実施予定内容

- ・府内の感染症発生状況の情報収集を行うとともに、幼児、児童生徒の健康管理とうがい・手洗いの励行を勧奨する。また、感染症発生時には保健福祉課、保健所など関係機関と連携を密に行い、迅速に対応する。
- ・「学校欠席者情報収集システム」の全幼稚園・小中学校の導入に伴い、各校園で感染症の流行状況を把握し、引き続き感染症の予防に努める。

※ 学校欠席者情報収集システム（学校欠席者サーベイランス）：国立感染症研究所が開発し、（公財）日本学校保健会が運営するシステムであり、各校園が毎日欠席者等の情報をシステムに入力することで、保健所、学校医、教育委員会等が感染症の流行状況をリアルタイムに把握できるもの。

⑤学校給食衛生管理の強化と食育の実践

小学校給食調理場の衛生管理の強化を図るため、計画的なドライ化改修工事を行うとともに、食の安全確保の徹底を図る。また、平成 27 年 6 月から各中学校で開始したデリバリー方式選択制給食を継続実施する。さらに、給食を通して食の大切さを伝えるとともに、食への関心を高める。

▶小・中学校給食事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・小学校給食における食中毒防止のため、食品検査や調理員の手指拭き取り検査等を引き続き実施し、その結果に基づく衛生管理研修を行う。中学校給食においては、小学校と同様に食品検査や配膳室（配膳員含む）及び民間調理場（調理員含む）を対象に検査を実施する。
- ・小中学校給食食材の放射性物質検査を引き続き行う。
- ・学校給食会を通じ、給食試食会、料理講習会、給食参観等を開催するとともに、「給食だより」「えいようだより」を発行する。
- ・平成 27 年 6 月から開始したデリバリー方式選択制による中学校給食を継続実施し、喫食率の向上を図るため、試食会やリクエスト料理の実施、払い込み方法の検討などを行っていく。

平成 29 年度実施予定内容

- ・ノロウイルスや 0-157 などによる食中毒防止のため、食品検査等を実施し、その結果に基づいた関係職員への研修（年 2 回）や検証を行う。
- ・「食に関する指導の全体計画」に基づき食育の推進を図るとともに、「給食だより」「えいようだより」等を通じて家庭に対しても食についての周知を行う。
- ・小中学校の給食調理業務等の委託検証方法のあり方を検討・改善する。
- ・中学校給食においては、献立反省会議における献立内容の改善やリクエスト料理の実施、また保護者を対象とした試食会・説明会を開催するなどして、中学校における食育の推進を図る。
- ・中学校に進学する児童を対象にした乗り入れスクール実施時に、デリバリー方式選択制による中学校給食を体験させ、中学校給食に対する周知に努める。

6. 子育て支援の充実

- (4-3-5 障害のある人の自立生活が可能なまちにします)
- (4-3-6 子育てに喜びを感じ子どもとともに育つまちにします)
- (4-3-7 ひとり親家庭が自立し安心して生活できるまちにします)
- (5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

すべての子どもたちが地域の中でのびのびと健やかに成長できるよう、就労と子育ての両立支援、地域の子育て支援の推進、児童虐待防止体制の充実、親支援・親育ての充実、学童保育室の充実、ひとり親家庭に対する支援等により、子育て支援の充実を図る。

(1) 子育て支援の充実

① 子ども・子育て支援施策の充実

摂津市子ども・子育て支援事業計画[※]に基づき、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援の取組みを推進する。

▶ 子ども・子育て支援事業、保育所管理運営事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・就労と子育ての両立支援のため、保育所等の待機児童の解消を図るとともに、一時預かりなどの保育サービスの拡大に取り組む。また、多様な保育サービスの充実と教育・保育の包括的な提供を目指した幼保連携型認定こども園の推進に取り組む。・平成 18 年（2006 年）4 月に「子どもの安全安心都市」を宣言し、市全体で子どもの安全の向上に取り組んでいます。「せつつ安全安心メールシステム」に登録された保育所・幼稚園・小学校・中学校の保護者等に不審者情報等児童の安全に関する情報を発信する。・「摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備・充実に取り組みます。また、子育て中の保護者の教育保育ニーズに対応し、子どもの最善の利益を確保しながら成長できる環境づくりを進める。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・摂津市子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度から平成 31 年度）に基づき、多様化する保育ニーズや子ども・子育て支援施策を推進する。・摂津市子ども・子育て会議を開催し、摂津市子ども・子育て支援事業計画の各施策や事業の実施状況を審議する。・「せつつ安全安心メールシステム」を活用し、保護者の携帯電話等へ子どもに関する災害情報や緊急連絡、不審者情報等を正確かつ迅速に行う。・公立保育所、幼稚園、こども園入園児童のうち、新規入園、在園児で未登録の保護者に対し、メール配信登録を依頼するほか、地域で子どもの安全安心のために活動されている方への情報発信を行う。・地域の子育て支援を担う人材の確保とその資質向上のため、「子育て支援員研修」を実施する。・保育業務支援システム導入により保育士の勤務環境改善を図るほか、ビデオカメラ設置により子どもの事故防止や事故後の検証の体制強化を図ることで保育の質の向上を図る。

※ 子ども・子育て支援事業計画：国が示す基本指針に即して、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期等について定める計画。（計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間）

②保育所待機児童の解消

就労と子育ての両立を支援するため、保育サービスの充実、とりわけ待機児童の解消に向けた対応が必要となっている。子ども・子育て支援事業計画に基づき、保育ニーズに対する供給体制の整備を進める。

▶子ども・子育て支援事業・保育所入所承諾事業・民間保育所施設整備事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・就労と子育ての両立支援のため、保育所等の待機児童の解消を図るとともに、一時預かりなどの保育サービスの拡大に取り組む。また、多様な保育サービスの充実と教育・保育の包括的な提供を目指した幼保連携型認定こども園の推進に取り組む。・「摂津市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育事業や地域子ども子育て支援事業の提供体制を整備・充実に取り組む。また、子育て中の保護者の教育保育ニーズに対応し、子どもの最善の利益を確保しながら成長できる環境づくりを進める。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・4月に安威川以北地域に小規模保育事業A型（0歳児～2歳児 定員19名）を開設する。・平成29年度中の開設を目標に小規模保育事業A型（0歳児～2歳児 定員19名）の運営事業者を公募する。・保育士の安定的な受け入れ態勢の整備と受け入れ児童の増、保育の質の向上を図る目的で、民間保育所等が勤務する職員に対して提供する借り上げ宿舎に要する費用の補助を実施する。・正雀保育所民営化運営法人による園舎建替えに向けた取組みを支援する。・山田川公園内での保育所等運営法人による園舎建設工事、地元協議等の取組みを支援する。

③児童の発達支援

発達に支援の必要な児童に、早期に適切な支援ができるよう関係機関が連携して、相談・療育の充実に努める。平成24年度から制度が開始された児童福祉法に基づく通所サービス等の充実に努める。

▶児童発達支援事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・関係機関との連携強化により、支援が必要な子どもや障害のある子どものライフステージに応じた支援体制を構築する。さらに、早期に適切に支援できるように、一貫した相談支援体制と療育の充実に努める。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・サービスを必要とする児童に適切なサービスが提供できるよう充実に努める。・市立児童発達支援センターをはじめとする関係機関が連携し、事業所へ情報提供を行うことにより、サービスの向上に努める。・保育所等訪問支援は、専門的な支援を継続して実施できるように努める。・利用者に対する利用計画の作成割合が引き続き100%となるように努める。・サービスを必要とする児童に適切なサービスが提供できるよう充実に努める。

▶市立児童発達支援センター運営事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・地域の中核的な療育支援施設として、児童発達支援センターを運営し、関係機関や他の児童発達支援事業所との連携を図り、児童と保護者に対する相談・サポート体制の充実に努める。

平成 29 年度実施予定内容

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービス事業において、療育を実施する。
- ・保育所等訪問支援は、専門的な支援を継続して実施できるように努める。
- ・相談支援事業では、他事業所への支援・連携も含めた専門的な対応、児童や家族への相談を行う。
- ・地域の中核的な療育支援の場としての機能を担うように努める。

④ファミリー・サポート・センター運営事業

地域において育児に関する相互援助活動を行うことを支援し、安心して育児ができる環境をつくることに取り組んでいる。

▶ファミリー・サポート・センター運営事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・「子育ての手助けをしてほしい方」と「手助けをしたい方」とが会員になって、地域で子育てを支援する仕組みの充実を図る。

平成 29 年度実施予定内容

- ・子育ての手助けをする援助会員の増加に向けて、さまざまな方法で周知を行うことで、市民に理解を深めてもらい、会員数の増加を図る。
- ・会員同士が情報を共有するため、継続して交流会を開催し、相互の理解を深めることで利用しやすい環境づくりに努める。

⑤地域の子育て支援の推進

地域子育て支援センターを中心とし、つどいの広場や児童センターが地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう取組みを推進する。

▶地域子育て支援運営事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・各地域に子育て交流・相談のできる拠点を整備し、地域の子育てグループの育成・支援や、ネットワークづくりを進める。また、保健・福祉・教育などに関わる機関・団体が連携し、子育て支援の推進に取り組む。
- ・子どもの健全育成とその家族への支援を図る「摂津市子育て支援ネットワーク推進会議」と児童虐待の予防や支援を図る「摂津市要保護児童対策地域協議会*」が両輪となって、関係機関や地域と連携した子育て支援を行う。

平成 29 年度実施予定内容

- ・市内で開催するつどいの広場の担当者会議において、情報交換を行うとともに、事業内容の充実に向けた話し合いを引き続き行う。
- ・子育て支援ネットワーク推進会議を開催し、関係機関が連携し子育て支援施策の推進に取り組む。
- ・同推進会議が主催して「親子ランド」を年 2 回、「絵本であそぼ 親子であそぼ」を年 1 回開催し、イベントを通じて子育てに対する関心を高めるように努める。
- ・子育て世帯に対して、ニーズに応じた情報提供に努める。
- ・気軽に子育て相談や子育て情報の紹介を受けることができる「せつつ子育て応援隊広場」を市役所庁舎内で週 1 回引き続き開催する。
- ・外出時におむつ替えや授乳ができる「赤ちゃんの駅」の取組みを民間事業所に引き続き周知し、箇所数の増加を図る。

※ 要保護児童対策地域協議会：虐待を受けている子どもなど要保護児童の早期発見や適切な保護を図ることを目的とし、関係機関が情報の交換や支援内容の協議を行うためのネットワーク。

▶市立児童センター運営事業

平成 32 年度までの主な取組み
・児童センターを運営し、児童の健全な育成に努める。
平成 29 年度実施予定内容
・週 6 日の開館を行い、就学前の親子と小学生の安全な遊び場としての機能を果たせるように努める。 ・就学前の親子や小学生を対象に親子教室やクラブ活動、季節の行事などを行い、遊びや生活を通して子どもの発達や異年齢交流、家庭や地域の子育て支援に取り組む。 ・出張して遊びの提供を行う移動児童館事業を実施する。 ・5 月から 8 月まで、1 時間の開館延長の取組みを引き続き行う。 ・乳幼児の親子を対象としたイベント等を開催し、子育て支援を行っていく。

▶養育支援訪問事業・子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業）

平成 32 年度までの主な取組み
・子育てに対する不安感や負担感を減らすため、ニーズに応じた支援サービスを提供する。
平成 29 年度実施予定内容
・子育てに困難を感じている家庭に、子育てアドバイザー※を派遣し、ニーズに対応した育児相談・訪問支援（育児体験等に基づいた保育支援）等の援助活動を行う。また、現在の子育てアドバイザー登録者に対して更新（スキルアップ）研修を実施する。 ・必要な場合に案内できるよう関係機関に周知を行っており、保護者や児童の入院により、一時的に家庭での生活が困難な児童に対して、児童福祉施設で養育、保護を実施する。

※ 子育てアドバイザー：市が実施する研修を修了し認定したボランティアが、子育てに不安を感じている家庭等を訪問し、育児相談などの支援を行う。

⑥児童虐待防止体制の充実

関係機関の連携を強化して児童の安全を確認するとともに、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど啓発を行い、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に取り組みます。

▶家庭児童相談室運営事業

平成 32 年度までの主な取組み
・関係機関との連携を強化して児童の安全を確認するとともに、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど啓発を行い、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に取り組む。 ・親学習や親支援のプログラム、親（親子）教室などを個々のニーズに合わせて提供するとともに、分かりやすく多様な相談体制を整備する。
平成 29 年度実施予定内容
・毎月の広報による相談窓口案内や、市ホームページ、せつつみんなで子育てネットなどへの掲載による周知や、他機関を通じて相談案内を行い、保護者からの子育てや子どもの問題に関する様々な悩みについて、引き続き相談業務を行う。 ・臨床心理士を配置し、必要に応じて心理療法を実施する。 ・子育て総合支援センター及び児童発達支援センターの市内 2 か所において、親子教室を実施する。

▶児童虐待防止事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・関係機関との連携を強化して児童の安全を確認するとともに、児童虐待の相談窓口を広く周知するなど啓発を行い、未然防止、早期発見と迅速で的確な対応・支援に取り組む。・子どもの健全育成とその家族への支援を図る「摂津市子育て支援ネットワーク推進会議」と児童虐待の予防や支援を図る「摂津市要保護児童対策地域協議会」が両輪となって、関係機関や地域と連携した子育て支援を行う。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・児童虐待防止推進月間（11 月 1 日～11 月 30 日）を中心に啓発活動を継続して実施する。・要保護児童対策地域協議会において、幅広い機関と連携し、情報共有・意識の向上を図る。・乳幼児健診の担当課や、学校・幼稚園・保育所・地域子育て支援センターなどと連携し、支援の必要な世帯の把握に努める。・社会福祉士を引き続き配置し、多職種での支援に努める。・虐待対応の機能を市役所本庁に移設し、体制整備を図る。

⑦親支援・親育ての充実

子育ての悩みを解決し、子育てに自信が持てるよう支援するとともに、父親の育児や子育てへの参加促進を図る。

▶地域子育て支援運営事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・親学習や親支援のプログラム、親（親子）教室などを個々のニーズに合わせて提供するとともに、父親の参加促進を図る。また、分かりやすく多様な相談体制を整備するとともに、子育てに関する情報や交流・仲間づくりの場の提供を充実する。・多様なプログラムの提供により、個々に適した子育てを学び、自信を持って楽しく子育てできるようにする。
平成 29 年度実施予定内容
<ul style="list-style-type: none">・保護者が子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処法など、具体的な子育て技術を学ぶトリプル P[*]講座を年間 2 回（1 回 7 講座）実施する。・父親自身も楽しみながら育児や子育てへの意識を高める親子教室「パパっこクラブ」を地域子育て支援センターにおいて、年間 2 回（1 回 4 講座）開催する。・子どもの発達にあった関わり方を学ぶ講座を 0 歳、1 歳、2 歳各年齢 1 回を開催する。・祖父母世代が子育て支援に関わっていただけるような取組みを進めていく。

※ トリプル P：前向き子育てプログラム(Positive Parenting Program)。オーストラリアで開発された親向けの子育て支援プログラムで、子どもの発達を促しつつ、親子のコミュニケーション、子どもの問題行動への対処など、それぞれの親子に合わせた方法にするための考え方や具体的な子育て技術を学ぶもの。

⑧学童保育室の充実

学童保育室運営にあたって、サービスの質の向上に努める。

▶学童保育事業

平成 32 年度までの主な取組み
<ul style="list-style-type: none">・保育内容を充実するとともに、保育日・時間を拡大する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・延長保育や土曜日保育の毎週実施に向けた取組みを進める。
- ・定員や支援を要する児童数に応じて指導員の人数を割り出し、各学童保育室に応じて適正な配置に努める。
- ・児童心理や防犯など学童保育の運営にあたって必要な事項について、研修を実施し、指導員のさらなる資質向上につなげる。
- ・毎月 1 回実施する指導員ミーティング等において、各学童保育室での課題やヒヤリハットの情報共有を行う。
- ・わくわく教室との連携について、平成 28 年度に実施した試行実施の検証を行う。

⑨ひとり親家庭への支援の充実

すべての子どもが地域の中で健やかに成長できるよう、ひとり親家庭の自立を支援するとともに、きめ細かな生活支援を進める。

▶ひとり親家庭自立支援事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・就労のためのスキルアップの支援や、個々に応じた就労活動の支援などを関係機関と連携して進める。
- ・いつでも相談に対応できる体制を整備するとともに、父子家庭を含めたひとり親家庭の相談窓口の周知を強化する。
- ・日常生活支援ヘルパーの派遣やファミリーサポートセンターの利用料の軽減など、制度の周知と利用の促進を図る。また、世帯の状況に応じたサービスとなるように、様々な社会資源を活用して支援を進める。
- ・ひとり親家庭の親や子どもが情報交換や相談をし、相互に支え合って子育てができるよう関係団体・グループの支援や交流機会づくりを進める。

平成 29 年度実施予定内容

- ・就労に向けて個々の状況・ニーズに沿った助言・指導を行うことで、就労支援を行う。
- ・自立支援員を 2 名雇用し、ひとり親世帯に対してさまざまな悩みごとの相談・支援を行う。
- ・さまざまな機会を活用し、生活支援のサービスの周知を行う。
- ・母子福祉会と連携し、ひとり親家庭の方が情報交換の場を持てるように支援を行う。

▶児童扶養手当給付事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・生活の安定と自立の促進を図るため、制度周知の強化に努める。

平成 29 年度実施予定内容

- ・父母の婚姻解消等によりひとり親となった児童や、父又は母が一定程度の障害の状態にある児童を、監護・養育している父母または養育者に手当を支給する。

【児童扶養手当受給者数及び支給額】

	H25	H26	H27
受給者数	946 人	902 人	911 人
支給額	418,618,540 円	416,152,980 円	416,091,560 円

※受給者数は各年度とも 2 月末時点の人数

- ・ホームページで制度の案内を行うとともに、ひとり親となった方には窓口で説明を行い、周知に努める。

▶ひとり親家庭医療費助成事業

平成 32 年度までの主な取組み			
・ 経済的負担の軽減及び受診を容易にし、健康の保持・増進を図るため、制度周知の強化に努める。			
平成 29 年度実施予定内容			
・ ひとり親家庭の保護者と子ども（18 歳まで）の医療費と入院時食事療養費を助成する。 【ひとり親医療受給者数及び助成額】			
	H25	H26	H27
受給者数	2,167 人	2,107 人	2,099 人
助成額	66,593,513 円	63,709,356 円	63,671,269 円
※受給者数は各年度とも 2 月末時点の人数（ひとり親の保護者と児童の合計人数）			
・ ホームページで制度の案内を行うとともに、ひとり親となった方には窓口で説明を行い、周知に努める。			

⑩経済支援の充実

教育の機会均等を保障する施策として、就学援助事業を実施していく。また、安心して子育てができる「住み続けたい」まちを実現するため、子育て環境の充実の一環として平成 28 年度から中学校終了までに拡大した子どもの医療費助成を継続して実施する。国制度に基づき、児童手当の支給を実施する。

▶就学援助事業

平成 32 年度までの主な取組み									
・ 経済的な理由により就学が困難な世帯を支援するため、制度周知の強化に努める。									
平成 29 年度実施予定内容									
・ 学用品費や修学旅行費、校外活動費などに加えて、平成 24 年度から設けた PTA 会費、生徒会費の支給項目を引き続いて支給する。									
・ 年度当初に制度の案内を学校で配布するとともに、ホームページなどで周知を行う。									
【就学援助認定者数等】									
	H25			H26			H27		
	認定者数	認定率	支給額	認定者数	認定率	支給額	認定者数	認定率	支給額
	(人)	(%)	(円)	(人)	(%)	(円)	(人)	(%)	(円)
小学校	1,369	29.92	80,496,034	1,351	29.97	85,958,367	1,277	28.33	80,721,800
中学校	747	32.20	41,793,388	684	29.51	38,533,125	656	29.54	39,610,625
計	2,116	30.68	122,289,422	2,035	29.81	124,491,492	1,933	29.06	120,332,425
※3 月末時点の認定者数									

▶子ども医療費助成事業

平成 32 年度までの主な取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的負担の軽減及び受診を容易にし、健康の保持・増進を図るため、制度周知の強化に努める。 			
平成 29 年度実施予定内容			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 入院・通院とも中学校修了までの子どもを対象として医療費助成を実施する。 ・ 出生や転入の際に手続きをしてもらうように制度の周知徹底を図っていく。 			
【子ども医療受給者数及び助成額】			
	H25	H26	H27
通院医療費受給者数	4,926 人	8,983 人	8,941 人
助成額	160,639,198 円	206,975,188 円	248,129,925 円
※2 月末時点の受給者数			

▶児童手当支給事業

平成 32 年度までの主な取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭等における生活の安定と児童の健やかな成長を図るため、制度周知の強化に努める。 		
平成 29 年度実施予定内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国制度に基づき、手当の支給を継続して実施する。 ・ 出生や転入の際に手続きをしてもらうように制度の周知徹底を図っていく。 ・ ホームページで制度の案内を行うとともに、出生や転入の際に手続きをしてもらうように説明を行い、周知を図る。 		
【児童手当支給額】		
児童の年齢	児童手当の額 (1 人当たり月額)	特例給付の額 (1 人当たり月額)
3 歳未満	一律 15,000 円	一律 5,000 円
3 歳以上 小学校修了前	10,000 円 (第 3 子以降は 15,000 円)	
中学生	一律 10,000 円	
※特例給付は、児童手当の所得制限を超過した場合、支給を行う。		

7. 教育コミュニティづくりと生涯学習活動の推進

(5-1-1 生涯学習活動が活発なまちにします)

(5-2-5 地域で子どもを育むまちにします)

(5-3-2 郷土の文化を大切にすまちにします)

子どもたちが安全で安心して地域で活動することができ、様々な体験を通して心身ともに元気に育つよう、学校、家庭、地域がそれぞれの役割分担のもとに連携・協力し、地域社会の中で子どもたちを育むことをめざす。

また、子どもから高齢者まで誰もが生涯にわたって各自の個性や能力を伸ばし、うるおいや生きがいのある人生を送ることができるよう主体的な学習活動を支援し、その成果を豊かな地域づくりや、かおりの高い文化のまちづくりに寄与できる環境づくりを進める。

郷土芸能や生活文化を大切に継承し、市民文化として定着を図り、誰もが気軽に親しむことができるよう市の魅力として発展させていく。また、先人たちが築いてきた郷土の歴史を見直し、再発見して未来に遺し、新修撰津市史を編さんする。

(1) 生涯学習の推進

① 学びつづける機会の充実

全ての市民が生涯を通じて、「いつでも、どこでも、だれでも、自由に」学習することができる生涯学習を推進し、多くの市民が活動できる学習環境の整備や多様でより高い水準の学習機会の提供を図り、生涯学習を通じて身につけた知識や技術を活用する機会の充実に努める。

▶ 生涯学習推進事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・生涯学習リーダーやコーディネーターを養成し、活動機会を増やすとともに、その人材の活用を促進するため積極的に周知する。
- ・市民主体の企画・運営により、生涯学習に関するイベントなどの事業を展開する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・生涯学習大学を開催する。開講に先立ち公開講座を実施し受講者層の拡大を図る。講座開催時に子どもの一時保育を実施し、子育て世代の学習環境向上を図る。
- ・大正川河川敷を中心に、行政・市民との「協働」による生涯学習フェスティバルを開催し、ろうそくファンタジー、薪コンサート、ペットボトルアートコンクールなどを実施する。
- ・「まいどおおきに出前講座」を実施する。公民館登録クラブ等への講師登録の働きかけを行い、講座数の拡充を図る。

② 家庭の教育力の向上

子どもの育つ環境としての家庭や地域社会の教育力を高め、健全な子どもを育てるために、家庭教育に関する学習機会を設ける。家庭の意義、家庭の機能、その他家庭の教育的役割について保護者の自覚を促す。

▶家庭教育学級事業

平成 32 年度までの主な取組み
・子どもの育つ環境としての家庭や地域社会の教育力を高め、健全な子どもを育てるために家庭教育に関する学習機会の充実を図る。
平成 29 年度実施予定内容
・家庭教育学級・幼児家庭教育学級・女性学級を開設する。

③学習施設の整備と活用

地域における生涯学習活動及び地域コミュニティ活動の拠点として、公民館の適切な運営と公民館活動の充実を図る。

▶公民館運営事業、公民館講座開催事業

平成 32 年度までの主な取組み
・公民館講座をはじめとする各種講座の充実や、学習ニーズに対応する多様な学習メニューの充実を図る。
平成 29 年度実施予定内容
・公民館講座を開催する。新たな学習者層の拡大を図るため、若年層や男性向け講座、また夜間講座や土日の講座開催等の講座を企画する。また市立 5 公民館・別府コミュニティセンター合同講座において比較的著名な音楽家や市内で活動する劇団を招き魅力ある講座を企画する。 ・公民館登録クラブの活動促進を図るため、公民館講座修了者に対してクラブ登録説明会を実施するなど、講座受講者がサークル活動・クラブ登録へ移行できるよう支援し、公民館クラブの自主的・自発的な学習活動の促進を図る。 ・公民館で活動しているクラブ・サークルの学習や文化活動の成果を発表する場として、また地域での交流や互いの活力を高める場として、各公民館まつりを実施する。

(2) 市民に親しまれる図書館運営の推進

①市民に親しまれる図書館の運営

図書館は、「公の施設」の管理運営を民間事業者等に運営させる指定管理者制度を平成 23 年度より開始しており、これにより開館日の増、平日開館時間の拡大、蔵書の充実等の利用者サービスの向上を図ってきた。今後も生涯学習の拠点としての役割を果たすとともに、市民から親しまれる施設として、その機能の充実を図る。

▶図書館運営事業、鳥飼図書センター運営事業

平成 32 年度までの主な取組み
・市民図書館、鳥飼図書センターにおいて図書館サービスを充実し、図書貸出の拡大を図る。また、映画会・おはなし会などの図書関連事業の開催により図書館利用の増大を図るとともに、学習意欲の向上と情報の発信地としての役割を担う。
平成 29 年度実施予定内容
・市民ニーズを踏まえ広く図書等の資料・情報を収集し、図書館を適切に管理運営するとともに、市民の読書活動の啓発・推進を図る。 ・市民図書館等協議会にて、指定管理者が行う施設の管理方法や運営サービスについて、第三者機関として客観的に評価モニタリングを実施し、適正な管理運営に努める。 ・リサイクルブックフェアの開催や各種講演会・企画展示など、読書啓発イベントを実施する。 ・読書をする目的以外でも来館してもらえるよう、イベント等を実施する。

②子ども読書活動の推進

学校、家庭、地域、行政が連携・協力し、本市のすべての子ども達があらゆる機会とあらゆる場所において、本に親しめる読書環境の整備に努める。

▶子ども読書活動推進事業

平成 32 年度までの主な取組み
・子どもが読書に親しむことができる機会の充実を図る。
平成 29 年度実施予定内容
・市民図書館・鳥飼図書館にて定期的におはなし会を実施する。 ・市民図書館・鳥飼図書館にて「ぬいぐるみお泊まり会 [*] 」を実施する。 ・市民図書館にて「ビブリオバトル [*] 」を実施する。 ・鳥飼図書館にて「バリアフリー映画会」を実施する。 ・絵本の読み聞かせ等で活躍しているボランティアを支援します。

※ **ビブリオバトル**：各自が本を持ち寄って集まり、本の面白さについてプレゼンテーションしあい、一番読みたくなった本を参加者の多数決で決定する書評合戦。

※ **ぬいぐるみお泊り会**：こどもたちのお気に入りのぬいぐるみを図書館が預かり、そのぬいぐるみが図書館で過ごす様子を図書館職員が撮影し、子どもたちにレポートすることによって、子どもたちに本への関心を持ってもらうことを目的としたイベント。

(3) 青少年の健全育成の推進

①地域教育コミュニティの活性化

学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制づくりを支援し教育力の向上を図る。

▶地域・学校連携活動支援事業

平成 32 年度までの主な取組み
・学校、家庭、地域の連携により、地域社会を挙げて子どもを育む活動を充実する。また、地域での異年齢交流の機会や場づくりを進める。
平成 29 年度実施予定内容
・地域教育協議会(すこやかネット) [*] の活動の支援として、各中学校区の協議会に対して補助金等の支援、情報交流をする。 ・各協議会にコーディネーターを配置し、先進地域の情報収集のための研修を通して学校と地域の活動の活性化を図る。 ・子どもの健全育成や安全安心のまちづくりのため、各機関や団体の連携を図る。 ・地域において活動内容をさらに理解していただけるよう周知に努める。

※ **地域教育協議会(すこやかネット)**：こどもを縁に、地域のこども同士、大人とこども、大人同士が交流し合い、「顔と名前が一致する人間関係」を育むことを目標に、各中学校区単位で活動している組織。

②青少年関係団体の活動支援と連携

青少年の健全育成に関わる各種関係団体の活動を支援し、青少年の健全育成を図る。

▶青少年団体育成事業

平成 32 年度までの主な取組み
・子どもが活躍できる地域活動や団体活動を育成・支援する。
平成 29 年度実施予定内容
・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会などの青少年団体の育成及び活動の活性化に向けて指導・助言、また事務局業務などの支援を行うとともに、これらの団体と協力して地域づくりに取り組む。 ・各団体が行うスポーツ大会等の自主的な活動を支援する。 ・青少年指導員連絡協議会、こども会育成連絡協議会、PTA 協議会、市内ボーイスカウト・ガールスカウトなどの青少年団体に対して、補助金を交付する。

③体験学習等の機会の提供

青少年関係団体や各種関係団体などの参画により、子どもや親子が様々な体験や学習ができる機会を提供する。

▶こどもフェスティバル開催事業・青少年リーダー養成事業

平成 32 年度までの主な取組み
・こども会活動や地域活動で活躍するジュニアリーダーの養成を図る。 ・子どもが、自主性や積極性、創造性を身につけるための体験学習の場を提供する。
平成 29 年度実施予定内容
・こどもフェスティバルを実施する。青少年関係団体をはじめとする各種団体で実行委員会を組織する。 ・小学生高学年を対象にチャレンジャークラブの活動として 8 月に「サマーキャンプ」、3 月に「スノーキャンプ」を開催する。

(4) 文化財の保護と活用及び市史編纂

①文化財の状況把握と保護

文化財を次の世代へと伝承するため、文化財の状況を把握し、保存を図る。また、地域にとって貴重な文化財を、市民が、その価値について公開・展示等の様々な形で享受できるようにし、地域の郷土理解と文化の向上発展に努め、地域づくり・まちづくりを推進する。

▶文化財保護事業

平成 32 年度までの主な取組み
・市民による自主的な伝承活動の支援や伝承ボランティアの育成を行うとともに、デジタルデータなどを活用して、郷土芸能を継承します。また、学校教育の中で、郷土史文化の学習に取り組む。 ・生活民具や生産農具などの文化財を集約して適切に保管するとともに、既存施設を活用し、市民と協働で公開展示する。また、埋蔵文化財を発掘し、その破壊と散逸を防ぐため、「文化財保護法」により必要な措置を図るとともに、「摂津市文化財保護条例」に基づき、市内の有形・無形文化財を保護する。

平成 29 年度実施予定内容

- ・市内に現存する古民家等の歴史的建造物について、台帳整備や現況確認を行い、将来の文化財指定や文化財登録に向けた調査を行う。
- ・明和池遺跡出土遺物の展示会を開催し、文化財の周知や、文化財を活用したまちづくりについて啓発活動を行う。
- ・市内に存在する伝統芸能について、現存状況を確認する。
- ・市の歴史ボランティア「ふるさと摂津案内人」を講師とした「ふるさと摂津講座」の開催、及びその「ふるさと摂津案内人」を育成するため養成講座を開催し、市民協働での郷土文化を継承する事業を実施する。

②新修摂津市史の編纂と歴史資料の調査・保存

急速に失われつつある貴重な歴史資料等を収集・調査し、市史編さんの根拠となる全史料のデジタル化・冗長化保存を図り、未来に役立てられるよう後世に遺す。また、収集した史料等から先人たちが積み重ねてきた歴史や地域の人々の暮らし、伝統文化を浮かび上がらせ、最新の歴史学に基づく『新修摂津市史』を編纂することで、さらなるまちの発展につなげていく。

▶摂津市史編さん事業

平成 32 年度までの主な取組み

- ・平成 30 年度『新修摂津市史 史料と研究第 4 号』（中世関係史料）を刊行する。
- ・平成 31 年度から『新修摂津市史』の執筆に着手し、第 1 巻の考古・古代・中世編、第 2 巻の近世・近代編、第 3 巻の現代・美術・建築・民俗編の刊行に向けて、収集史料の整理、史料所蔵関係機関への掲載許可、掲載する図面、図表作成等準備を進める。
- ・平成 32 年度末『新修摂津市史』（第 1 巻 考古・古代・中世編）を刊行する。
- ・『新修摂津市史』は、①考古・古代・中世編 ②近世・近代編、③現代・美術・建築・民俗編の刊行をめざし、市域や国内に現存する具体的、科学的史料と最新の歴史学に基づく市史の編纂をめざすとともに、調査した全史料（約 9 万点）を後世の人々に遺す。
- ・今後、公文書管理法に基づき、市域に残る古文書や地図・絵図などの歴史資料の調査を継続し、整理・保存・利活用のためのデジタルアーカイブ*化をめざし、将来的には市民の歴史資料の閲覧・公開に供することができるよう検索システム化し、継承していく。

平成 29 年度実施予定内容

- ・平成 29 年度『新修摂津市史 史料と研究第 3 号』（古代淀川関係史料）を刊行する。
- ・関西大学所蔵古文書協定による史料調査（平成 25 年 1 月～平成 30 年 3 月末日）については、平成 29 年度に残り 11 箱の史料調査を行い、全 51 箱の文書整理を完了する。
- ・考古、古代、中世、近世、近代、現代の 6 つの時代別、さらに美術・建築、民俗、地理等のジャンル別について、それぞれの章立てや内容、構成について、引き続き市史編さん委員会で方針を検討する。
- ・古代淀川関係史料は刊本史料等 1 万点以上から、中世関係史料も大日本史料等 10 万点から原文書の集中調査を行い、平成 32 年度末刊行予定の『新修摂津市史 第 1 巻』（考古・古代・中世編）の掲載史料等の準備を進める。
- ・新在家村から収集した近世・近代文書 30 箱、鳥飼八町近代文書 8 箱については、できる限り修復・調査・分析等を進めていく。また、味舌下村、一津屋村から史料提供の申し出をいただいた近代文書についても、所蔵者と調整し、目録化などの調査を進める。
- ・いま調査しておかなければ失われてしまう寺社調査（美術・建築、寺社所蔵史料）、民俗聞き取り、人文地理調査については、市史編さん委員及び執筆委員と協議・調整を図り、順次調査に取り組んでいく。

※ デジタルアーカイブ：有形無形の歴史・文化資産などをデジタル化して記録保存を行うこと。